

公共建築工事総合評価落札方式  
適用マニュアル・事例集  
(第2版)

令和2年7月

全国営繕主管課長会議

中央官庁営繕担当課長連絡調整会議

## はじめに

公共工事の発注における総合評価落札方式については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）（以下「品確法」という。）第9条第1項に基づく、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定）において、公共工事の発注者は品質の向上に係る技術提案を求めよう努めなければならないこととされるなど、建築分野の公共工事においてもその導入を推進することが必要とされた。このため、営繕工事を発注する国家機関の各省各庁が連携して営繕工事にかかる総合評価落札方式の導入促進を検討するため、中央官庁営繕担当課長連絡調整会議幹事会に総合評価落札方式の導入促進検討分科会を設置した。この分科会においては、各省各庁における過去の総合評価落札方式の実施例をもとに、総合評価落札方式の導入促進に資するためのマニュアル及び事例集の検討を行った。

この分科会の成果をとりまとめた「公共建築工事総合評価落札方式適用マニュアル・事例集（第1版）」（平成19年1月）は、総合評価落札方式の実施手続を様式例とともに解説し、様々な事例を示すことにより、国家機関だけでなく、特殊法人や地方公共団体等への総合評価落札方式の普及促進に資するものであった。

本マニュアル・事例集（第2版）は、第1版の作成から10年が経過し、この間の総合評価落札方式の運用改善や都道府県・政令市における本格導入の取組のほか、品確法等の改正、公共建築工事における働き方改革や生産性向上などの新たな取組等を踏まえて、第1版をもとに、これまでの知見と全国営繕主管課長会議及び中央官庁営繕担当課長連絡調整会議の協力により収集した新たな実施事例を加え、公共工事の発注に携わるより多くの担当者の参考となるとともに、特殊法人や小規模な地方公共団体等へのさらなる総合評価方式の普及促進に資するため作成するものである。

# 公共建築工事総合評価落札方式適用マニュアル・事例集

## 目次

	頁
I 総合評価落札方式の概要	・・・ 2
II 総合評価落札方式の実施手順	
1. 手続きの流れ	・・・ 4
(1) 総合評価落札方式適用の検討	
(2) 評価方法の設定（施工能力評価型の場合）	
① 評価項目設定の観点	
② 評価項目の設定	
③ 加算点の設定等	
④ 評価基準の作成	
(3) 評価方法の設定（技術提案評価型の場合）	
① 評価項目設定の観点	
② 評価項目の設定	
③ 評価方式の決定	
④ 加算点の設定	
⑤ 評価基準の作成	
(4) 競争参加希望者の募集	
① 入札公告の作成	
② 入札説明書の作成	
③ 質問の受付・回答	
(5) 落札者の決定	
① 技術提案の審査	
② 技術提案採否の通知	
③ 総合評価の方法	
④ 落札者の決定	
(6) 施工体制確認型総合評価落札方式の活用	
2. その他の手続き	・・・ 17
(1) 学識経験者の意見聴取	
(2) 結果の公表等	
(3) 契約書の作成	

3. 契約後の措置	・ ・ ・ ・ ・ 19
(1) 評価内容の担保	
(2) 提案内容の変更	

### Ⅲ 実施事例

1. 評価項目（企業・技術者の能力等）の設定事例（施策に応じたもの）	・ ・ ・ ・ ・ 21
(1) 担い手育成等（若手活用、女性活用、登録基幹技能者活用）	
(2) 施工合理化等（施工合理化技術の導入、新技術導入促進）	
(3) 受発注者の負担軽減（段階選抜方式、一括審査方式）	
(4) 地元受注機会拡大（チャレンジ型）	
(5) 雇用対策（新卒雇用、被災者雇用、障害者雇用、継続雇用）	
(6) 災害協定（災害協定、ボランティア）	
(7) 地域活性化（地域企業活用、地域材活用）	
2. 評価項目（技術提案）のテーマ設定事例	・ ・ ・ ・ ・ 44

### Ⅳ 様式例

1. 施工能力評価型の例	・ ・ ・ ・ ・ 113
様式例－1	・ ・ ・ ・ ・ 116
様式例－2	・ ・ ・ ・ ・ 117
様式例－3	・ ・ ・ ・ ・ 124
様式例－4	・ ・ ・ ・ ・ 196
様式例－5	・ ・ ・ ・ ・ 199
様式例－6	・ ・ ・ ・ ・ 200
様式例－7	・ ・ ・ ・ ・ 201
2. 技術提案評価型の例	・ ・ ・ ・ ・ 203
様式例－1	・ ・ ・ ・ ・ 205
様式例－2	・ ・ ・ ・ ・ 209
様式例－3	・ ・ ・ ・ ・ 221
様式例－4	・ ・ ・ ・ ・ 257
様式例－5	・ ・ ・ ・ ・ 258
様式例－6	・ ・ ・ ・ ・ 261
様式例－7	・ ・ ・ ・ ・ 262

(留意事項)

このマニュアルは、公共建築工事を発注する際に価格その他の要素が総合的に最も有利な者を選択するための総合評価落札方式の適用において、参考となる手順その他をとりまとめたものであり、特段の注意書きのある部分を除き、このマニュアルの内容の適用の是非は実際の発注工事の内容等に応じて、各発注者の責任において判断する必要がある。なお、会計法の適用を受ける国の機関については、予算決算及び会計令第91条第2項の規定に基づいて財務大臣と行った協議の範囲内で総合評価落札方式を実施しなければならないことから、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(公共工事発注省庁申合せ)等の内容に留意する必要がある。